

テレワーク環境整備事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 テレワーク環境整備事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 本補助金は、道内中小企業事業主が、在宅またはサテライトオフィスにおいて、就業するテレワーク勤務を新規に導入することを目的として、テレワーク用通信機器の導入・運用、就業規則等の作成・変更等を実施し、テレワーク勤務を適切に導入・実施した場合に交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、「国助成金」とは、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第62条第1項第6号並びに雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第115条第2号及び第118条の規定に基づく人材確保等支援助成金(テレワークコース)のうち「機器等導入助成」をいう。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号の全てを満たしている者とする。

- (1) 厚生労働省北海道労働局長から、国助成金の支給決定通知書の通知を受けていること。
- (2) 道税(個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)を滞納している者でないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助対象事業は、前条に該当する者が行う、国助成金の支給を受けて実施する事業とする。

(補助対象経費等)

第6条 道は、補助対象事業に対し、予算の範囲内において本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、国助成金の支給対象となる経費の額のうち消費税及び地方消費税を除いた額に10分の2を乗じて得た額又は650千円のいずれか低い額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付申請は、知事に対し、令和4年(2022年)3月31日までに、経済第1号様式(平成25年北海道告示第10329-22号による告示様式。以下「経済第〇号様式」についても同じ。)による補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添付して行

うものとする。

- (1) 経済第 2 号様式 事業実績書
- (2) 経済第 10 号様式 経費の配分調書
- (3) 経済第 20 号様式 補助金等精算書
- (4) 経済第 22 号様式 事業精算書
- (5) その他知事が別に指示する書類
 - ア 国助成金に係る支給申請書の写し
 - イ 国助成金に係る支給決定通知書の写し
 - ウ 道税を滞納している者でないことを確認できる書類
 - エ 口座振替申出書

(補助金の交付決定及び額の確定)

第 8 条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該内容を審査し、適正であると認めるときは、交付の決定及び交付すべき補助金の額を確定し、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、「補助金等に係る標準様式の設定について（昭和 47 年 9 月 20 日付け局総第 453 号副出納長通達）（以下「標準様式」という。）」第 2 号様式により行うものとする。

(実績報告)

第 9 条 規則第 14 条第 1 項の規定による実績報告は、第 7 条の申請書の提出をもって報告があったものとみなす。

(補助金の交付)

第 10 条 補助金は、第 8 条の規定により補助金の額を確定したのち、交付するものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第 11 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し、かつ、補助金の交付の目的に従ってその効率的運営を図らねばならない。

2 取得財産等のうち、規則第 23 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に規定する知事が定める処分制限財産は、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の財産とする。

3 補助事業者は、前項の処分制限財産について台帳を設け、保管状況を明らかにしなければならない。

4 補助事業者は、第 2 項の処分制限財産について、補助事業等の完了の年の翌年から起算して「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数を経過することとなるまでの期間において、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し又は担保に供しようとする

(以下「取得財産等の処分」という。)ときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

5 知事は、前項の規定により、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を道に納付させることができる。

(帳簿等の整備)

第12条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備え、補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるよう整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、処分を制限された取得財産がある場合で当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるとときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければならない。

(国助成金関連書類の提出)

第13条 補助事業者は、補助事業の実施期間並びに令和8年度末(2026年度)までの期間において、知事から要請を受けたときは、国助成金に係る関係書類の全部又は一部の写しを提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第14条 知事は、次の事由に該当する場合には、第8条第1項の補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
- (2) 補助事業等に関して不正に他の補助金等(道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。)を重複して受領したとき。
- (3) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- (5) 国助成金の支給決定後に何らかの事由により国助成金が支払われなかったとき。

(道補助金の返還)

第15条 補助事業者は、次の各号のいずれかによる国助成金の返還又は補助金相当額の納付を行ったときは、別記第1号様式「テレワーク環境整備補助金返還等届出書」を速やかに知事に提出しなければならない。

- (1) 支給決定取り消し等に伴う国助成金の返還
- (2) 取得財産等の処分に伴う収入の納付
- (3) 収益納付に伴う国助成金相当額の納付

2 知事は、前項の報告があった場合には、道補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 前項の道補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、補助金の

返還を命ぜられ（前条第1項の処分に関し、返還を命ぜられた場合も含む。）、期限内に納付がない場合には、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を徴するものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については別に定める。

附則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。